

北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」

事業概要

(令和8年度事業概要及び令和7年度事業報告)



北区
パ・プ・lico ツツホ・ルマ-ク



北区
Kita-Allly 町 マ-ク

令和8年6月

北 区

目 次

事業概要

I 施設概要	1
II 組織及び運営体制	3
III 事業概要等	4
1 啓発事業	4
(1) ゆうレポートの発行	4
(2) 男女共同参画週間事業	5
(3) 北区さんかく大学	6
(4) 女性の活躍推進応援塾	7
(5) スペースゆう主催講座	8
(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業	10
(7) 区民企画協働事業	11
(8) 出前講座	12
(9) 人権啓発事業	12
(10) スペースゆう読書会 Light Houseーライトハウスー	13
(11) にじいろ交流スペースKITA	13
(12) 性の多様性に関する理解促進のための啓発事業	14
(13) 共催事業	14
(14) その他の啓発事業	15
2 相談事業	16
過去5か年度の相談種類別 相談件数	16
(1) こころと生き方・DV相談	16
(2) DV専用ダイヤル（電話相談）	17
(3) 女性のための法律相談	18
(4) にじいろ電話相談	19
(5) にじいろ法律相談	20
(6) 女性のためのLINE相談To U（トゥユー）	21
3 施設運営	22
過去5か年度の施設別 利用件数及び人数	22
(1) 多目的室利用状況	22
(2) その他の施設の利用内訳	23
4 団体登録状況	25
5 情報コーナー（所蔵数・貸出状況）	25
○ 参考資料	
東京都北区男女共同参画条例	26
東京都北区スペースゆう条例	29

I 施設概要

- 1 名称 …… 東京都北区スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）
- 2 愛称 …… スペースゆう
*「スペース」は場所・宇宙という意味であり、開設当時、プラネタリウム付きのホールを併設していたことに起因する。
また、「ゆう」は主役はあなたといった「YOU」という意味のほか、友情を育てる「友」、人と人とを結ぶ「結」、遊び（憩い）の場である「遊」という思いをこめたものである。
- 3 所在地 …… 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
- 4 設置年月日… 昭和 46 年（1971 年）3 月 1 日婦人センターとして設置され、平成 4 年（1992 年）4 月 1 日女性センターに名称を変更、平成 16 年（2004 年）4 月 1 日北とぴあに移転し、男女共同参画センターに名称を変更、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日スペースゆう（北区男女共同参画活動拠点施設）に名称を変更。
- 5 開館時間 …… 9:00～21:00（日曜日 9:00～17:00）
- 6 休館日 …… 月曜日、祝日、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日）
- 7 施設概要（総面積：633.59 m²）

室名	面積 (m ²)	定員 (名)	概要
多目的室A	49	30	男女共同参画を推進するための学習会・講演会・研修会等に利用できる（有料）。 ※「多目的室AB」として1部屋での利用も可。
多目的室B	51	30	
情報コーナー	—	12	男女共同参画や多様性等に関する図書・雑誌・行政資料・DVD 等を閲覧したり借りたりすることができる。
交流サロン	—	26	少人数の打ち合わせや情報交換の場として利用できる。
活動コーナー	—	10	グループでの活動・打ち合わせ等に利用できる。
相談室 1	9.5	4	こころと生き方・DV 相談・女性のための法律相談等の相談を受けることができる。
相談室 2	10	5	
ミーティングルーム	19	12	男女共同参画をめざすグループの会議等に利用できる。

8 施設の利用（有料施設）

多目的室 A・B

男女共同参画を推進する活動を行う際に利用することができる。

なお、登録団体は、施設使用料が5割減額となる。

9 団体登録の要件

- (1) 学習・相互交流等により男女共同参画社会をめざして活動する団体であること。
- (2) 構成員が5名以上で過半数が区内在住・在勤・在学の者で占められている団体であること。
- (3) 営利・政治・宗教を目的とせず、継続的・計画的に男女共同参画推進に関する事業を行っている団体であること。
- (4) 公益活動（ボランティア・福祉・地域・区主催事業参加等）を計画立案・報告ができる団体であること。

10 施設利用の申し込み

室名	受付開始日	受付時間	受付場所	申込方法
多目的室 A・B	利用日の2ヶ月前 の日が属する月の 初日	10:00～	スペース ゆう	①申し込みの順番を 決める番号を引く。 ②若い番号順に受付。 ③以降は随時受付。

11 施設使用料・付帯設備使用料

(1) 施設使用料

() 内は5割減額時

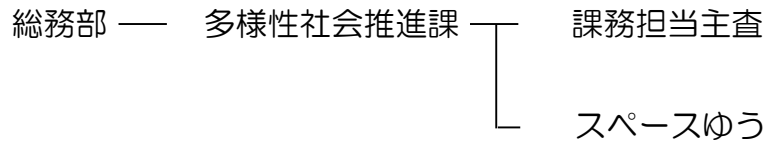
室名	定員 (名)	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
多目的室A	30	860円 (430円)	1,340円 (670円)	1,720円 (860円)
多目的室B	30	860円 (430円)	1,340円 (670円)	1,720円 (860円)

(2) 付帯設備使用料（5割減額の対象外）

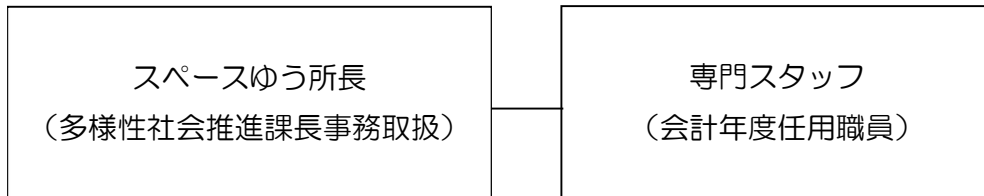
種類	単位	使用料
アップライトピアノ	1台	520円
ビデオ・音響セット	1台	210円
プロジェクター	1台	520円
譜面台	1台	60円
持込器具使用電源設備	1回	200円

Ⅱ 組織及び運営体制（令和8年4月1日現在）

1 組織



2 スペースゆう運営体制



Ⅲ 事業概要等

1 啓発事業

(1) ゆうレポートの発行

男女共同参画に関する情報提供や啓発のため、年3回、情報誌「ゆうレポート」を発行している。

<令和7年度実績>

No.	内 容	発 行 日
No.64	<ul style="list-style-type: none">●特集 おうちで性教育！ ～学校と家庭の役割を理解して子どもたちを守る～●CLOSE UP 北区男女共同参画行動計画 「第7次アゼリアプラン」策定/区長インタビュー●COLUMN お父さんは娘の思春期にどう向き合うか●講座レポート 男性のためのアンガーマネジメント講座 怒りの感情コントロール術！	6月18日
No.65	<ul style="list-style-type: none">●特集 “好きだから”がこわいって思ったら ～デートDVのサイン、気づいてる？～●CLOSE UP 北区男女共同参画週間講演会 いったい、あなたは何世代？ ～世代論から考えるジェネレーションギャップとジェンダー意識～●COLUMN1 性差を超えて“自分らしさ”を生かせる社会へ ～映画『RGB 最強の85才』より～●COLUMN2 見えにくい男性・男児の性暴力被害	11月1日
No.66	<ul style="list-style-type: none">●特集 多様な視点を取り入れた防災 ～誰もが安心して生活できる避難所運営～●PICK UP 北区さんかく大学 連続5回講座 その“見た目”評価、なんのため？ ～ルッキズムと向き合う～●COLUMN 多様なリーダーシップが社会を育てる ～女性リーダーという視点から社会の変化を見つめる～●講座レポート 女性活躍推進応援塾 再就職準備セミナー あなたは大丈夫？ ライフステージごとに必要なお金から働き方を考えよう！	3月11日

(2) 男女共同参画週間事業

男女共同参画社会基本法の目的や理念への理解を深めるため、国が定める「男女共同参画週間（6月）」にあわせて講演会等を実施している。

〈令和7年度実績〉

講演会・映画会 日時 会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
映画会 「RBG 最強の85才」 6月21日(土) 14:00~16:00 北とびあ6階ドームホール	—	〈映画の概要〉 1993年に女性として二人目の米国連邦最高裁判所判事に就任し、2020年に亡くなるまで27年間にわたり務めたルース・ベイダー・ギンズバーグ(略称RBG)の生涯を、過去の映像と関係者のインタビューでたどるドキュメンタリー映画。 弁護士時代から一貫して人種、性別による差別の撤廃、法の下での平等の実現に取り組んだ姿を訴訟事案にそって紹介しながら、その内気な性格や彼女を支え続けた夫をはじめとする家族や親友などとの微笑ましいエピソードも披露する構成となっている。 (98分/英語(日本語字幕)/2018年/アメリカ)	申込 305名 当選 135名 当日参加 99名 (120名) 区内在住の方
講演会 「いったい、あなたは何世代？ ～世代論から考えるジェネレーションギャップとジェンダー意識～」 6月28日(土) 14:00~16:00 北とびあ6階ドームホール	原田 曜平氏 芝浦工業大学 デザイン工学部教授	日本人は大きく分けて3つのグループ(戦争を経験した人々、右肩上がりの経済を経験した人々、右肩下がりの経済の中を生活している人々)に分けられよう。マーケット研究から見えたZ世代といわれる今の高校生から中学生にあたる人々のキーワードは「Cill & Me」で超人手不足前提の時代を生きしており、就職内定率はバブル期を超え、不安や競争が減り、マイペースにまったり心地よく過ごすことを大切にしている世代。各世代の文化的背景、価値観(ニーズ、流行、インサイト)などを考慮することが円滑な世代間コミュニケーションにつながる。	申込 114名 参加 76名 (120名) 区内在住の方



(2) 男女共同参画週間



(3) 北区さんかく大学

(3) 北区さんかく大学

男女共同参画社会を実現する力を身に付けた地域で活躍する人材を育成するため、男女共同参画の背景となる社会状況や制度等を広い視点から学ぶ講座を実施している。

<北区さんかく大学> その“見た目”評価、なんのため?～ルッキズムと向き合う～ 時間：各日 14:00～16:00 会場：スペースゆう多目的室 AB コーディネーター：笹川 あゆみ氏（東京家政大学非常勤講師） 対象：原則、全回出席できる方			
講座・日時	講師	内 容	参加数 (定員)
第1回 なぜ今、ルッキズムが問題となるのか 9月20日（土）	西倉 実季氏 東京理科大学 教養教育研究院教授	ルッキズムは「見た目による差別」「外見至上主義」と言われるが、なぜ問題となるのかは「無関係論」と「バイアス論」で整理できる。身体的規範に合わせて個人が努力すべきという社会的圧力が強まっていることが今の時代の際立った特徴であり、個人的対処のみに解決を委ねるのではなく、外見発言を考え直したり、慣習や制度を変えたりといった社会的対処法が求められる。	33名 (40名)
第2回 子ども・若者を取り巻く 現代日本のルッキズム ～ジェンダー・フェミニズムの 観点から問題を探る～ 9月28日（日）	宮下 美砂子氏 千葉商科大学 サービス創造学部 専任講師	大人がつくる「理想とする女性らしさ」といったジェンダー規範が幼児文化を通じて教育され、ファッション業界や美容医療業界の消費主義的な「顔立ち」「からだつき」に関わる煽りは「親の愛情」に訴えながら10代やそれ以下の子どもにも降りかかっている。米国を中心に愛されている人形「バービー」と日本で根強い人気の「リカちゃん」の比較もしながら、子どもや若者にまで波及するルッキズムを観察した。	28名 (40名)
第3回 “容姿の美”とどう付き合うか ～ルッキズムと自己実現の はざままで～ 10月4日（土）	筒井 晴香氏 実践女子大学 人間社会学部 社会デザイン学科 准教授	おしゃれ概念の分析を通して、容姿の美に関する割り切り難さを捉え、容姿の美とどう付き合うかを考える試みを紹介する。容姿の具体的なあり方として、「身体的特徴(体型、顔つき…)」もあれば「装いに関する特徴(服装、化粧、身だしなみ…)」もある。「おしゃれすること」は自己実現の方法でもある。容姿による不平等な扱いはNGだが、各人が多様な美の基準に従って容姿の美を追求することは尊重すべきである。しかし、「おしゃれして美しくならなければいけない」という要求が、特に女性に対して強すぎる。本来「美的超義務(しなくてもよいが、したら立派)」であるところが、「美的義務(しなければならない)」になっているところが問題である。	30名 (40名)
第4回 性の多様性とルッキズムの交差 ～自己イメージと社会的視線～ 10月11日（土）	三橋 順子氏 明治大学非常勤講師	人間は、瞬時に、無意識的に他人の性別を判断している。社会的視線は、性別二元（男性か女性か）に基づく容姿の適合性を強く求めている、トランスジェンダーにとっては、「男らしく」「女らしく」見えることは、生活するうえで必要かつとても重要なことである。特にトランス女性にとって、かつては就労可能な業種が限定されていた上に、容姿が業績に大きく関わっていた。まさに、ルックスを武器に生き延びている人もいた（もしくは現在もいる）。最後に、アンチテーゼとしての「男でも女でもない」もしくは「男でも女でもある」ノンバイナリーについて学んだ。	27名 (40名)
第5回 私と「見た目」の幸せな関係を探る ～ふりかえりと意見交換を中心に～ 10月18日（土）	笹川 あゆみ氏 東京家政大学 非常勤講師	前半では、第1回から4回までの講義内容を振り返り、そこから読み取るべきポイントについて講義があった。後半では、4～5人のグループ5つごとに、①本講座で新たに気づいたこと、疑問に思ったこと、②過剰な要求を排除して「ありがたい私」を考えていくためにはどうしたら良いかの二つのテーマについて意見交換を行い、5回連続講座全体の理解を深めた。	18名 (40名)

(4) 女性の活躍推進応援塾

女性の更なる活躍を推進するため、女性の活躍推進応援塾として、キャリアアップや就労等に関するセミナーを実施している。

＜令和7年度実績＞

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
<p>キャリアアップセミナー 文章力であなたの可能性を広げる 働く女性のための書き方セミナー</p> <p>5月25日(日) 14:00~16:00</p> <p>スペースゆう多目的室 AB</p>	<p>小川 真理子氏</p> <p>株式会社文道 取締役/編集者/ 著者</p>	<p>文章上達のコツ、メールの上手な書き方、逆にイラっとするメール例などを挙げていただきながら、ビジネスパーソンとしても、日常生活においても必要な「伝えたいことを正確にわかりやすく書く」文章力について、現役ライターからご自身が歩んできたキャリアとあわせてお話しいただいた。</p>	<p>38名 (40名)</p> <p>テーマに関心のある女性 キャリアを進めていきたい女性</p>
<p>リスキングセミナー リスキングって何をすればいいの? どこに踏み出す? 「やりたいこと」の見つけ方</p> <p>7月12日(土) 14:00~16:00</p> <p>スペースゆう多目的室 AB</p>	<p>西 剛志氏</p> <p>T&Rセルフイメー ジ代表 脳科学者</p>	<p>昨今、リスキングや副業が注目されている中で資格取得に走る前に、そもそも自分には何が向いているのか? 本当にやりたいことは何なのか? と悩める女性に向けたセミナーを趣旨として開催した。脳科学的に見た「生きがい」の重要性や、それに向けたアプローチを学び、「77の動詞リスト」を使い、実際に自分の生きがいや得たい感情の分析を行った。参加者同士が互いにフィードバックをする中で、自分自身のやりたいことを発見・再確認する講座となった。</p>	<p>24名 (30名)</p> <p>リスキングに関心のある女性</p>
<p>再就職準備セミナー あなたは大丈夫? ライフステージ ごとに必要なお金から働き方を考 えよう!</p> <p>10月29日(水) 10:00~12:00</p> <p>スペースゆう多目的室 AB</p>	<p>鈴木 茂美氏</p> <p>キャリア&マネーデ ザイン室代表 ・ 吉越 久恵氏</p> <p>ハローワーク王子 職業相談部門(訓練) 就職支援 ナビゲーター</p>	<p>初めに、自分と家族の「みらい地図」作成のワークを行い、ライフイベントごとにこれから必要となるお金の流れを知り、必要な収入から自分に合った働き方を考え、再就職に向けての動機付けになるようなご講義をいただいた。 休憩後、終盤には、ハローワーク王子就職支援ナビゲーターより、ハローワーク利用情報やインターネットサービス、注意点など情報提供いただいた。希望者にはハローワーク王子個別相談の予約を受け付けた。</p>	<p>25名 (30名)</p> <p>主に結婚・出産・育児・介護などの理由で現在は離職中かつ再就職を希望する女性</p>

(4) 女性の活躍推進応援塾

(5) スペースゆう主催講座

第7次アゼリアプラン重点取組事項に関する講座や、男女共同参画の啓発に関する講座を実施している。

<令和7年度実績>

講座・日時・会場	講師	内 容	参加数 (定員) 対象
<p>ワーク・ライフ・バランス 支援事業（事業者編）</p> <p>ウェルビーイングの実現に向けて 人を大切にする働き方セミナー</p> <p>実践！働きがいを実感する職場づくり～一人一人の心をとらえるチームビルディング～</p> <p>11月5日（水） 18:30～20:30</p> <p>スペースゆう多目的室 AB</p>	<p>長岡 知之氏 (株)ヤッホーホールディングヤッホー盛り上げ隊(人事総務ユニット)ユニットディレクター</p>	<p>本区においてアゼリアプランの重点事業として位置づけられている「ワーク・ライフ・バランス」の推進をテーマに、働きがいを感じられる職場づくり、目標を共有できる社風づくりなどについて、日々自社の現場で実践している具体的な方法を学んだ。心理的安全性に配慮したチームビルディングについて、事業所間を常時中継でつなぐと近くに感じやすい風通しの良い職場環境整備になるなど、円滑なコミュニケーションのためのオリジナルの工夫を知った。</p>	<p>21名 (40名)</p> <p>企業のリーダー層、人事労務担当者、テーマに関心のある方</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス 支援事業（労働者編）</p> <p>ウェルビーイングの実現に向けて 人を大切にする働き方セミナー</p> <p>仕事も人生も大切にするフィンランド流ライフ・ワーク・スタイル</p> <p>11月12日（水） 18:30～20:30</p> <p>スペースゆう多目的室 AB</p>	<p>堀内 都喜子氏 フィンランド専門家ライター</p>	<p>本区においてアゼリアプランの重点事業と位置づけられている「ワーク・ライフ・バランス」の推進をテーマに、読者が選ぶビジネス書グループリ2021 イノベーション部門賞獲得「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」（ポプラ新書）の著者から、世界幸福度ランキング8年連続1位のフィンランドの考え方をうかがった。少子高齢化、メンタルヘルス、税収入減など日本と同じ課題もあるが、「国民が一番の資源である」という考え方や、「失敗してもやり直しが効く社会」という点が幸福度につながっているという気づきを得た。</p>	<p>31名 (40名)</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを見直したい方働いている方テーマに関心のある方</p>
<p>DV理解基礎講座 それって愛なの？それともDV？ ～子どもと私を守る、 地域社会で守る～</p> <p>11月22日（土） 14:00～16:00</p> <p>スペースゆう多目的室 AB (合同開催:子ども家庭支援センター)</p>	<p>北仲 千里氏 NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表</p>	<p>中止</p>	<p>(40名)</p> <p>テーマに関心のある方</p>
<p>男女共同参画 メディア・リテラシー講座 その情報、ホント？ウソ？ SNS×ネット時代の“見抜く力”</p> <p>12月13日（土） 14:00～16:00</p> <p>スペースゆう多目的室 AB</p>	<p>鈴木 朋子氏 IT ジャーナリスト</p>	<p>SNSの普及に加え、AI技術の発展により、動画や画像を使ったフェイクニュースが増えている。偽・誤情報にだまされたり、不用意に拡散したりしないためにも、メディアリテラシーを磨く講座を開催した。偽・誤情報が拡散される要因には、人々の「不安」「親切心」「怒り」があげられる。真偽を見抜くポイントとして、情報源を確かめること、SNSのアルゴリズムにより使用者それぞれにタイムラインがカスタマイズされていることを認識することの重要性を学んだ。</p>	<p>23名 (30名)</p> <p>テーマに関心のある方</p>

講座・日時・会場	講師	内 容	参加数 (定員) 対象
スペースゆう啓発講座 アンガーマネジメント講座 【第1回】アンガーマネジメント講座～怒りに振り回されない自分になる～ 1月21日(水) 18:30～20:30 スペースゆう多目的室 AB	江野本 由香氏 日本アンガーマネジメント協会認定アンガーマネジメントコンサルタント	怒りの正体を見極め、怒りが生まれるメカニズムや怒りを抑制するために大きく3つのコントロール手法を学んだ。コミュニケーションを円滑にし人間関係を損なわないために、自身の怒りの境界線を周りに伝え、相手の立場になって考え、お互いの価値観をすり合わせた上で落としどころを話し合いで見つけていこう。個人ワークでは自分の怒りの振り返り、グループワークでは他社の怒りと比較したりして気づきを得た。	34名 (30名) 18歳以上でテーマに関心のある方
スペースゆう啓発講座 アンガーマネジメント講座 【第2回】男性のためのアンガーマネジメント講座～イラっとした自分に後悔しないために～ 1月30日(金) 18:30～20:30 スペースゆう多目的室 AB	江野本 由香氏 日本アンガーマネジメント協会認定アンガーマネジメントコンサルタント	怒りの正体を見極め、怒りが生まれるメカニズムや怒りを抑制するためにコントロール手法を学んだ。個人ワークでは自分の怒りを振り返り、怒りの度合いを考えた。怒りの度合いが高い人はアンガーマネジメントトレーニングをしよう。持続性がある怒りは、怒りが熟成して恨みの感情に変わってしまい攻撃性を持つこともあるので注意しよう。グループワークでは他者の怒りと比較したりして気づきを得た。	29名 (30名) 18歳以上でテーマに関心のある男性
男女共同参画介護離職防止講座 親も自分もラクになる！ 自宅と実家の片づけ術 ～“これから”の安心をつくるモノと心の整え方～ 3月1日(日) 14:00～16:00 スペースゆう多目的室 AB	渡部 亜矢氏 一般社団法人 実家片づけ整理協会 代表理事	実家あるいは自宅の中の物の整理を通じて親や自分を含めた家族が介護状態になることを予防すること、実家の片づけを通して離れて住む親世帯の経済状況や暮らし方を子世帯が理解し、コミュニケーションを密にして将来可能性としてある介護生活に備えることを目的として、自宅と実家の片づけの考え方の基本を学んだ。 ポイントは、 ① 健康・安全・安心の確保が最重要と認識 ② 3の法則。「いる」「いない(捨てる)」の他に「一時保管(箱や袋に収めて目につかない場所に移動)」の枠を設けて、判断を促進 ③ 命に近いモノ・場所から整理を始める。防災・避難経路→生活空間・寝室→趣味・思い出・紙モノ・重要品	42名 (40名) テーマに関心のある方

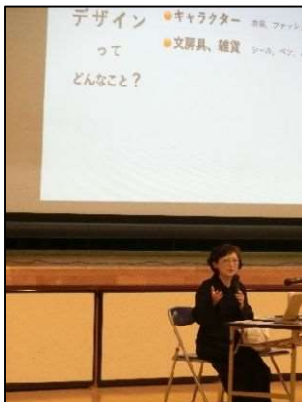


(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

中学生・高校生が職業選択をする際の職域の拡大を図り、中学生・高校生に性別にとらわれることなく将来あらゆる分野の職業に夢と希望をもってチャレンジしてもらうため、学校に様々な分野で活躍している方を講師として派遣し、講師から職業選択の経緯・仕事のやりがい・苦心等に関する情報提供等を行っている。

<令和7年度実績>

開催校・日時	講師	職業	参加数 対象
浮間中学校 6月6日(金) 14:25~15:15	小田嶋 良氏	パイロット	360名 1~2学年
桐ヶ丘中学校 6月13日(金) 13:40~14:40	松塚 直子氏	消防士	129名 2学年
都立桐ヶ丘高等学校 6月20日(金) 13:00~14:00	篠原 奈緒子氏	照明設計	50名 II部(1,2,3,4学年)
私立武蔵野中学校 7月11日(金) 9:00~10:00	関田 明子氏	消防士	106名 1~3学年
稲付中学校 10月3日(金) 13:45~15:00	鈴木 啓美氏	フェアトレード	108名 2学年
堀船中学校 10月21日(火) 14:30~15:20	福益 知佳氏	国家公務員	46名 2学年
十条富士見中学校 10月31日(金) 13:30~14:20	五十嵐 久枝氏	インテリアデザイナー	103名 1学年
明桜中学校 11月21日(金) 13:45~14:45	玉井 なつ実氏	消防士	171名 1学年
飛鳥中学校 12月11日(木) 14:30~15:20	伊藤 華英氏	アスリート	105名 1学年
都の北学園 12月12日(金) 11:40~12:30	君島 由紀子氏	陸上運輸	95名 7学年
滝野川紅葉中学校 1月27日(火) 14:25~15:15	柳田 寧子氏	新聞記者	122名 2学年
赤羽岩淵中学校 3月6日(金) 14:30~15:20	大塚 紀子氏	鷹匠	177名 2学年



インテリアデザイナー



フェアトレード

(6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン

(8) 出前講座

多角的視点から男女共同参画を学ぶ機会を提供することにより区民の男女共同参画に関する理解をさらに深めるため、地域に直接出向いて講座を実施している。

<令和7年度実績>

講座	開催校・日時	講師	内容	参加数 対象
デートDV 予防啓発 講座	赤羽北桜高等学校 12月24日(水) 9:15~10:30	西山 さつき氏 NPO法人レジリエンス 代表理事	中・高生を対象に、デートDVについて、デートDVを未然に防ぐための対応方法を知るとともに、互いを尊重しながら健全な人間関係を育むことについて学んだ。	174名 1学年
	堀船中学校 3月5日(木) 14:30~15:20			49名 3学年
	田端中学校 3月6日(金) 10:40~11:50			95名 3学年
	都の北学園 3月6日(金) 14:00~15:00			52名 9学年
	王子桜中学校 3月10日(火) 10:45~11:45			134名 3学年
	浮間中学校 3月10日(火) 14:25~15:15			183名 3学年
	桐ヶ丘中学校 3月13日(金) 8:45~9:35			107名 3学年

(9) 人権啓発事業

例年、国が定める「人権週間(12月)」にあわせ、講演会等を実施している。

令和7年度は、北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めることを目的に、曾我ひとみさん(北朝鮮拉致被害者・拉致被害者家族)による講演会を開催した。

<令和7年度実績>

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
拉致問題を忘れないで ～今伝えたいこと～ 8月27日(水) 14:00~16:00 北とぴあ さくらホール	曾我 ひとみ氏 北朝鮮拉致被害者 拉致被害者家族	昭和53年に母ミヨシさんと共に北朝鮮に拉致されてから、平成14年に日本に帰国するまでの生活の様子や、帰国後、拉致被害者救出のための活動について、今だからこそ伝えたいことをお話しいただいた。	614名 (1,300名) テーマに関心のある方



(9) 人権啓発事業

(10) スペースゆう読書会 Light Houseーライトハウスー

フェミニズムやジェンダー、人権、性の多様性等についての学びを深める機会の提供と、継続的に学び合うことができる仲間との出会いや交流を支援するため、定期的に読書会を実施している。

<令和7年度実績>

スペースゆう読書会 Light Houseーライトハウスー			
時間：各日 14:00~16:00 会場：スペースゆう多目的室 AB 講師：笹川 あゆみ氏（東京家政大学非常勤講師） 対象：テーマに関心のある方			
日 時	課 題 図 書	内 容	参 加 数 (定 員)
第1回 5月24日(土)	「リボンの男」 山崎 ナオコーラ/著 河出書房新社 2019年12月	講師が課題図書の解説を行った後、課題図書を通して考えたことや感じたことについて、参加者が意見交換を行った。	5名 (10名)
第2回 9月13日(土)	「誓願」 マーガレット・アトウッド/著 鴻巣 友季子/訳 早川書房 2020年10月		9名 (10名)
第3回 1月24日(土)	「BUTTER」 柚木 麻子/著 新潮文庫 2020年2月		11名 (10名)

(11) にじいろ交流スペースKITA

セクシュアルマイノリティ当事者に対し、安心して話せる仲間との出会いや居場所の提供と、困難を抱える当事者を適切な相談に繋げるため、セクシュアルマイノリティの方やそうかもしれない方を対象とした交流会を実施している。

<令和7年度実績>

にじいろ交流スペースKITA			
会場：非公開 対象：セクシュアルマイノリティの方やそうかもしれない方			
日 時	運 営	テ ー マ	参 加 数 (定 員)
第1回 5月18日(日) 14:00~15:30	レインボーノッツ 合同会社	カミングアウト	6名 (15名)
第2回 12月7日(日) 14:00~15:30		家族や友達との関係づくり	7名 (15名)
第3回 2月22日(日) 10:00~11:30		ちょっと聞いてみよう！ LGBTQ+の法律のおしゃべり会	5名 (15名)

(12) 性の多様性に関する理解促進のための啓発事業

性の多様性に関する区民への意識啓発を図るため、区民を対象に性の多様性をテーマとした講座等を実施している。

<令和7年度実績>

日時・会場	運営	内容	参加数 (定員) 対象
9月7日(日) 14:00~16:00 スペースゆう多目的室AB	レインボーノッツ 合同会社	映画「息子と呼ぶ日まで」上映会の後、監督：黒田 鮎美氏と主演：合田 貴将氏をゲストに招きアフタートークを実施した。	37名 (40名) テーマに関心のある方

(13) 共催事業

男女共同参画社会を推進するため、登録団体や大学等と協働で事業を実施している。

<令和7年度実績>

事業名 日時 会場	主催団体	内容	参加数 対象
2025 ねっとわーくまつり 4月19日(土) 13:00~16:30 4月20日(日) 10:00~16:00 北とびあ5階 スペースゆう 北とびあ6階 ドームホールほか	北区男女共同参画推進 ネットワーク	「一人ひとりがそれぞれの能力を活かし合い、共に生きる社会をつくるために」をテーマに、区民への啓発普及と区民との交流を目的とした講演会、会員団体活動紹介・ステージ発表、映画上映会、展示・販売等を行った。 ①講演会 「困難な問題を抱える女性たち～SRHRをめぐって～」 講師：白井 千晶氏(静岡大学教授) ②会員団体活動紹介・発表会 ミュージックベル演奏、ソロライブ、鍵盤ハーモニカ演奏など ③映画上映会&トーク 「在りのままで咲け」 「在りのままで進め」 トークゲスト： 水村 美咲氏(同映画の原案・企画・プロデュースを担当) 松本 勲氏(同映画の監督) ④展示・販売その他 北区男女共同参画推進ネットワーク 及び同団体会員による展示・販売	① 61名 ② 80名 ③ 81名 ④ 260名 一般



(12) 性の多様性に関する理解促進のための啓発事業



(13) 共催事業

(14) その他の啓発事業

●男女共同参画に関する啓発

- ・中央図書館での特設コーナー設置
5月23日(金)～6月29日(日)
男女共同参画に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。

- ・平和祈念週間でのパネル展示
8月5日(火)～8月9日(土)
総務課が主催する「平和祈念週間事業」の一環で、男女共同参画に関するパネルを展示した。

●DVに関する啓発

- ・コミュニティバスのラッピング
11月中旬から約1か月間、区内を走るコミュニティバスの車体に北区パープルリボンシンボルマーク(女性への暴力の根絶運動で用いられる、支援や声明を表すアウェアネス・リボン)をラッピングした。
- ・中央図書館での特設コーナー設置
10月24日(金)～11月26日(水)
DV(デートDV含む)に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。
- ・学園祭でのグッズ配布や展示
10月25日(土)・10月26日(日)
東京成徳短期大学の学園祭(桐友祭)に参加し、デートDV等についての啓発グッズの製作や中高生向けデートDV理解促進リーフレット等の配布、記念写真スポットの設置を行った。
- ・区内商業施設「イオンスタイル赤羽」の協力による啓発ブースの設置及び啓発活動の実施
11月16日(日)
- ・区内商業施設「イトーヨーカドー赤羽店」の協力による「パープル・ライトアップ」の実施
11月22日(土)～11月25日(火)



平和祈念週間事業でのパネル展示



中高生向けデートDV理解促進リーフレット



コミュニティバスのラッピング



学園祭でのグッズ配布や展示



啓発活動の様子



パープル・ライトアップ

2 相談事業

<過去5か年度の相談種類別 相談件数>

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) こころと生き方・DV相談	731	684	718	708	727
(2) DV専用ダイヤル（電話相談）	86	76	88	52	71
(3) 女性のための法律相談 ※1	70	58	82	64	65
(4) にじいろ電話相談 ※2	10	5	21	20	17
(5) にじいろ法律相談 ※3	—	6	1	0	2
(6) 女性のためのLINE相談Tou ※3	—	232	226	266	202
合計	897	1,061	1,136	1,110	1,084

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度は枠数を減らして実施

※2 令和2年度から開始

※3 令和4年度から開始

(1) こころと生き方・DV相談

女性相談（女性の専門員による相談）：面接相談 一回45分、電話相談 一回30分

毎週火曜日	10:00~16:45（6枠）
第1水曜日	15:00~19:45（5枠）
第2・4水曜日	13:00~17:45（5枠）
第3水曜日	10:00~14:45、17:00~19:45（7枠）
第1・3・5金曜日	10:00~15:45（5枠）
第1・3土曜日	10:00~11:45（2枠）
第2・4土曜日	10:00~15:45（5枠）
第1・3日曜日	10:00~15:45（5枠）

男性相談（男性の専門員による相談）：電話相談 一回30分（面接相談なし）

第1木曜日	16:00~19:30（5枠）
第3土曜日	13:00~16:30（5枠）

<令和7年度実績>

①利用状況（予約・受付等）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数		66	57	64	63	57	60	68	56	63	53	58	62	727
うち男性		6	9	5	7	6	5	7	4	5	3	3	4	64
内	来所	49	37	47	42	38	40	53	46	45	37	41	47	522
	電話	17	20	17	21	19	20	15	10	18	16	17	15	205
訳	（夜間）	8	7	6	10	10	10	10	8	6	5	7	10	97
相談枠数		90	82	90	90	83	84	88	79	90	72	79	91	1,018
相談日数		17	15	17	17	16	16	17	15	17	13	15	17	192

②年齢別相談件数

職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計	
10代	有	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	4	
	無	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3		
20代	有	-	1	1	-	-	3	1	-	1	3	1	2	13	20
	無	1	2	1	1	-	-	-	-	-	1	1	7		
30代	有	8	3	6	6	4	5	8	9	6	3	10	9	77	96
	無	1	4	2	2	2	1	3	2	2	-	-	19		
40代	有	8	10	10	12	10	10	15	9	9	6	11	13	123	188
	無	11	4	5	5	6	4	5	3	5	6	4	3	65	
50代	有	13	10	11	9	10	13	14	16	14	9	11	10	140	295
	無	13	11	17	14	13	15	13	8	14	14	10	13	155	
60代	有	4	3	3	3	3	1	2	2	4	6	6	5	42	80
	無	3	5	2	4	3	4	3	2	3	3	2	4	38	
70代	有	1	1	3	1	1	2	2	2	2	2	2	2	21	24
	無	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	3	
80代以上	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15
	無	3	1	3	1	2	-	1	2	1	1	-	-	15	
不明	-	1	-	-	-	1	-	1	2	-	-	-	-	5	5
合計	66	57	64	63	57	60	68	56	63	53	58	62	727	727	

③相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力	10	13	9	7	3	5	6	5	5	7	5	9	84
生き方	20	12	15	13	16	15	14	14	15	9	14	15	172
こころ	6	7	11	8	11	13	16	6	17	13	9	8	125
からだ	2	1	-	2	1	-	1	1	1	1	-	1	11
夫婦	14	6	14	17	10	12	16	14	10	9	9	7	138
子ども	6	6	4	6	3	6	4	5	5	4	6	5	60
家庭	4	9	6	5	7	7	7	6	3	7	8	11	80
仕事	3	3	4	5	6	2	4	5	7	3	6	5	53
その他	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	4
合計	66	57	64	63	57	60	68	56	63	53	58	62	727

(2) DV専用ダイヤル（電話相談）

専門員による相談

火～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	6	7	8	11	6	6	4	4	6	1	7	5	71

悩みごとの相談を希望の方はこちら

ここら生活・DV相談
☎ 03-3913-0163（予約制）

女性のためのLINE相談 ToU (トウ)
☎ 03-3913-0163

女性のための法律相談
☎ 03-3913-0163（予約制）

女性のための電話相談
☎ 03-3913-0163（予約制）

女性のための法律相談
☎ 03-3913-0163（予約制）

DVとは

相談窓口

ひとりで悩まないで
一相談科一秘伝

北区DV専用ダイヤル
☎01-3913-0015

警察（事件発生時） ☎110番
東京都女性相談センター ☎03-5261-9911

(3) 女性のための法律相談

女性の弁護士による法律相談：一回30分

第1土曜日 9:30~11:45 (4枠)

第3木曜日 17:00~19:15 (4枠)

<令和7年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	7	3	7	6	7	4	5	5	4	3	7	7	65
相談枠数	8	4	8	8	8	8	8	8	8	4	8	8	88
相談日数	2	1	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	22

②年齢別相談件数

		職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	有	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	2
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30代	有	2	-	-	1	-	-	1	2	-	1	-	1	-	8	10
	無	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	
40代	有	1	1	2	2	3	-	-	1	3	2	1	2	-	18	21
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	3	
50代	有	1	-	3	-	-	-	1	1	1	1	-	2	1	11	14
	無	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	3	
60代	有	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-	6	8
	無	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	
70代	有	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3
	無	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
80代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	無	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
不明			1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	3	6	6
合計			7	3	7	6	7	4	5	5	4	3	7	7	65	65

③相談内容別件数 (含重訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
離婚	5	3	3	3	3	4	4	3	3	2	5	4	42
財産分与	5	-	3	2	2	1	2	1	1	1	2	1	21
相続	1	-	-	-	1	-	2	1	-	-	1	1	7
養育費	2	-	1	1	2	2	-	-	1	-	-	1	10
夫婦別姓	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2
結婚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
子ども	1	-	1	-	1	1	-	-	3	-	-	1	8
人間関係	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1	1	1	6
暴力	1	1	2	2	2	2	-	1	4	3	4	5	27
セクハラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
仕事	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	1	-	4
隣家トラブル	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2
金銭トラブル	1	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	4
賃貸契約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	-	1	-	-	1	1	1	2	2	3	13
合計	19	4	13	10	13	10	9	9	15	11	17	18	148

(4) にじいろ電話相談

専門員による相談：一回20分程度

第1土曜日 14:00~17:00

<令和7年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	-	5	4	-	-	1	2	1	-	1	2	17
相談日数	1	-	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	10

②年齢別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
30代	1	-	3	2	-	-	-	1	-	-	-	-	7
40代	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	3
50代	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3
60代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70代以上	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
不明	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2
合計	1	-	5	4	-	-	1	2	1	-	1	2	17

③相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
心とからだ	-	-	2	3	-	-	1	2	1	-	1	2	12
仕事・経済	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
家族・親族関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他との人間関係	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
SOGI関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 (医療)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 (福祉)	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
社会資源 (教育)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 (法律)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
合計	1	-	5	4	-	-	1	2	1	-	1	2	17

(5) にじいろ法律相談

専門の弁護士による相談：一回35分

第4日曜日 10:00~11:30 (2枠)

<令和7年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
相談日数	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	11

②年齢別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
40代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70代以上	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2

③相談内容別件数 (主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
誹謗中傷	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ハラスメント	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カミングアウト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アウティング	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パートナー関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族・子育て	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法制度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設・設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
DV	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
合計	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2

(6) 女性のためのLINE相談ToU（トゥユー）

専門員によるLINEでの相談：一回30分程度

毎週木曜日・土曜日 18:00～21:00

<令和7年度実績>

①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	21	18	19	18	5	11	17	18	23	16	22	14	202
うち男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相談日数	8	9	8	9	9	8	9	9	8	8	8	8	101

②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20
	無	-	-	-	2	3	4	-	2	2	1	4	2	20	
20代	有	1	-	1	2	-	-	1	2	-	1	-	-	8	10
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	
30代	有	2	-	1	-	-	2	-	-	3	-	-	-	8	29
	無	8	-	-	6	1	-	3	1	1	-	1	-	21	
40代	有	3	3	1	1	-	3	9	8	14	10	17	10	79	112
	無	6	9	11	6	-	-	-	-	1	-	-	-	33	
50代	有	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	23
	無	1	5	4	1	1	1	1	2	2	2	-	1	21	
60代	有	-	1	1	-	-	-	2	3	-	1	-	-	8	8
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
70代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
80代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不明		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		21	18	19	18	5	11	17	18	23	16	22	14	202	202

※職業無には不明も含む

③相談内容別件数（主訴件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学校	-	-	-	-	1	1	1	1	1	-	-	-	5
友達	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2	5
家族	8	3	7	4	1	3	8	7	12	12	10	3	78
仕事	1	1	-	-	-	-	-	3	1	1	-	6	13
お金	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	4	-	7
恋愛	1	1	1	-	-	-	2	3	1	1	-	-	10
妊娠	2	-	-	-	1	1	1	-	-	1	3	1	10
メンタル	4	7	7	5	1	2	1	-	2	-	1	1	31
ネットトラブル	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
暴力	-	-	1	2	-	1	-	-	-	-	1	-	5
その他	2	4	3	4	1	3	3	1	4	-	3	1	29
回答なし・不明	2	1	-	3	-	-	-	2	-	-	-	-	8
合計	21	18	19	18	5	11	17	18	23	16	22	14	202

3 施設運営

<過去5か年度の施設別 利用件数及び人数>

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	多目的室	545	704	680	621	592
	ミーティング ルーム	110	145	158	115	107
	情報コーナー	62	65	61	51	66
	活動コーナー	352	285	152	164	164
合計		1,069	1,199	1,051	951	929
人数	多目的室	5,678	7,774	7,470	7,105	6,427
	ミーティング ルーム	506	714	740	536	480
	情報コーナー	70	74	79	70	79
	活動コーナー	352	507	514	553	692
合計		6,606	9,069	8,803	8,264	7,678

(1) 多目的室利用状況

<令和7年度実績>

①時間別利用状況

月	午前（9時～12時）		午後（1時～5時）		夜間（6時～9時）		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	22	269	26	323	6	82	54	674
5月	24	191	22	255	4	85	50	531
6月	26	196	26	249	5	86	57	531
7月	22	193	24	277	5	53	51	523
8月	16	170	21	279	1	6	38	455
9月	20	155	23	295	4	75	47	525
10月	24	234	24	303	5	110	53	647
11月	21	179	23	194	9	180	53	553
12月	19	150	21	203	4	58	44	411
1月	19	175	22	210	8	158	49	543
2月	19	177	25	294	5	66	49	537
3月	20	160	22	245	5	92	47	497
合計	252	2,249	279	3,127	61	1,051	592	6,427
月平均	21	187	23	261	5	88	49	536

②部屋別利用状況（件数）

月	多目的室A・B	多目的室A	多目的室B	合計
4月	27	14	13	54
5月	23	12	15	50
6月	24	18	15	57
7月	21	16	14	51
8月	18	11	9	38
9月	24	9	14	47
10月	24	13	16	53
11月	23	16	14	53
12月	18	12	14	44
1月	22	12	15	49
2月	23	12	14	49
3月	17	16	14	47
計	264	161	167	592

③曜日別利用状況

月	火曜		水曜		木曜		金曜		土曜		日曜		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	8	106	10	106	9	125	12	84	10	124	5	129	54	674
5月	7	84	6	56	11	135	9	64	9	96	8	96	50	531
6月	10	92	9	93	11	117	13	106	9	73	5	50	57	531
7月	9	106	10	87	7	70	11	101	10	119	4	40	51	523
8月	8	86	7	83	1	5	8	78	9	107	5	96	38	455
9月	6	77	7	54	8	96	11	72	8	107	7	119	47	525
10月	6	61	9	125	11	136	12	88	8	148	7	89	53	647
11月	5	62	12	143	8	94	11	76	11	131	6	47	53	553
12月	8	93	8	60	7	72	10	68	7	83	4	35	44	411
1月	8	101	9	115	7	96	11	97	9	84	5	50	49	543
2月	8	90	8	101	8	70	12	102	6	92	7	82	49	537
3月	8	86	9	96	9	91	12	80	5	62	4	82	47	497
合計	91	1,044	104	1,119	97	1,107	132	1,016	101	1,226	67	915	592	6,427

(2) その他の施設の利用内訳

<令和7年度実績>

月	情報コーナー		ミーティングルーム		活動コーナー		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	3	3	11	42	18	73	32	118
5月	5	6	9	41	11	59	25	106
6月	8	8	7	46	14	45	29	99
7月	9	9	9	33	14	60	32	102
8月	8	9	7	27	13	65	28	101
9月	5	9	10	54	17	65	32	128
10月	5	9	9	48	15	57	29	114
11月	4	4	10	36	14	50	28	90
12月	6	7	11	42	11	44	28	93
1月	2	2	8	37	13	77	23	116
2月	8	9	12	55	11	42	31	106
3月	3	4	4	19	13	55	20	78
合計	66	79	107	480	164	692	337	1,251
月平均	6	7	9	40	14	58	28	104

スペースゆうとは

スペースゆうは、男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策を推進するための拠点施設です。

スペースゆうの機能

講座

講座の企画・実施を通じた、学び・出会い・暮らしの見直し

相談

- ・こころと生き方・DV相談
- ・女性のためのLINE相談 To U(トゥー)
- ・女性のための法律相談
- ・にじいろ電話、法律相談

情報

- ・資料、図書の整備
- ・情報提供サービス

交流

- ・各団体、区民のネットワーク
- ・団体グループの育成

自立支援

地域で自分らしく生きつづけるため、就業や社会活動への参画など、男女のエンパワーメントや自主的なグループ活動を支援

施設案内

① 女子トイレ ② 男子トイレ ③ 書庫 ④ エレベーター

開館時間 9:00~21:00 (日曜日9:00~17:00)
休館日 毎週月曜日、年末年始、祝日(月曜日が祝日の場合は、その翌日も休館)

1 多目的室A・B (有料)

男女共同参画を推進するための学習会・講演会等に利用できます。

2 情報コーナー

男女共同参画や多様性に関する図書・行政資料・DVD等を借りることができます。

3 交流サロン

少人数の打ち合わせや情報交換の場として利用できます。

4 活動コーナー

グループ活動や打ち合わせなどに利用できます。

5 喫茶友

飲み物や軽食を販売しています。

施設利用料金

多目的室(A・B)のみ有料です。男女共同参画を推進する活動を行う場合に利用することができます。

施設名	定員	9時~12時	13時~17時	18時~21時
多目的室A (49㎡)	30名	860円	1,340円	1,720円
多目的室B (51㎡)	30名	860円	1,340円	1,720円

(使用上の注意)
1. 多目的室A・Bは、一部屋としての利用も可能です。
2. 附帯設備については、別途料金がかかります。
3. ほかの利用者のご迷惑となるような活動がされている場合は、利用を制限させていただくことがあります。
4. 営利及び政治、宗教活動を目的とする場合は、利用できません。

施設利用申込方法

抽選会で利用申込みをしてください。

〈抽選会〉
場 所：多目的室A・B
日 時：利用日の2か月前の日が属する月の初日 午前10時~
※抽選会終了後は、随時受付をします(電話での予約はできません)

団体登録

団体登録をすると、多目的室A・Bを半額で利用できます。

登録の要件

活動目的	男女共同参画社会の実現を目指す目的であること。 ※営利及び政治、宗教活動を目的とする場合は、不可
構成員	5人以上でかつ過半数が北区在住、在勤もしくは在学していること
その他	公益活動の計画立案及び報告が出来ること。
必要書類	①団体登録申請書 ②会員規約 ③名簿

多目的室(5A) (B)

交流サロン&情報コーナー

4 団体登録状況

<過去5か年度の団体登録状況>

	新規登録数	登録数
令和3年度	6件	60団体
令和4年度	3件	50団体
令和5年度	2件	52団体
令和6年度	1件	49団体
令和7年度	3件	46団体

※新規登録数・登録数は、いずれも各年度末日時点の状況

5 情報コーナー（所蔵数・貸出状況）

（1）所蔵数

図書	3,915冊
ビデオ・DVD	72本
合計	3,987点

※図書、ビデオ・DVDの所蔵数は、いずれも令和7年度末日時点の数

（2）貸出状況

<令和7年度実績>

図書・雑誌	297冊
ビデオ・DVD	26本
合計	323点 (延人数：221名)



○参考資料

東京都北区男女共同参画条例

(平成18年6月30日 条例第43号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下での平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。

北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「あらゆる分野」という。）に参画すること（以下「男女共同参画」という。）の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の立案及び決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活

を営むことができること。

六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。

七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

(性別による権利侵害の禁止)

第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（以下「暴力的行為」という。）を行ってはならない。

(あらゆる情報の公表への配慮)

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、性別に起因する人権侵害を助長することのないよう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為を誘発することのないよう配慮するものとする。

(区の責務)

第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「関連施策」という。）を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的に連携及び協力するものとする。

(区民の責務)

第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、あらゆる分野の活動において男女共同参画の推進に取り組むよう努めるものとする。

2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において男女共同参画を推進し、男女が育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができるよ

う努めるものとする。

2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

(基本的施策)

第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策

二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策

三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参画に関する格差が男女間に生ずることのないよう必要な措置を講ずるための施策

四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策

五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和のとれた生活を営むことを支援する施策

六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共に健康な生活を営むことを支援する施策

七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

(行動計画)

第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広く区民に公表するものとする。

4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(設置)

第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四項の規定により行動計画の策定及び変更について調査審議し、答申すること。

二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共同参画推進に関する事項について調査研究を行い、区長に意見を述べること。

三 第十五条第四項により、同条に規定する東京都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見を求められたときに、意見を表明すること。

四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。

3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参画の推進に理解と識見を有するものうちから区長が委嘱又は任命する。

4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

第四章 苦情への対応

(苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号に掲げる事項に関し苦情の申出をすることがで

きる。

一 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項

二 前号に規定するもの以外の性別による差別等男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項

2 区長は、前項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については苦情の申出をすることができない。

一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決定のあった事項

三 区議会で審議中又は審議が終了した事項

四 前項の規定による苦情の申出に対し行われた処理に関する事項

(男女共同参画苦情解決委員会の設置)

第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区男女共同参画苦情解決委員会（以下「苦情解決委員会」という。）を設置する。

2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やかに苦情解決委員会に諮問しなければならない。

3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。

4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。

5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女共同参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第十条第二項（審議会に係る部分に限る。）、第三章（第十三条第二項第三号の規定は除く。）及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分を除く。）の規定は、平成十八年十月一日から、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三項（苦情解決委員会に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている東京都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定により策定された行動計画とみなす。
（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

東京都北区スペースゆう条例

（平成 15 年 12 月 5 日条例第 39 号）

(設置)

第一条 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進並びに区民の自主的な活動拠点として、東京都北区スペースゆう（以下「スペースゆう」という。）を東京都北区王子一丁目十一番一号に設置する。

(事業)

- 第二条 スペースゆうは、次に掲げる事業を行う。
- 一 男女共同参画推進のための各種の講座及び研修等の実施に関する事。
 - 二 男女共同参画をめざす区民（区内に在勤する者及び在学する者を含む。）相互の交流の機会及び場の提供に関する事。

三 女性総合相談事業に関する事。

四 男女共同参画推進に関する情報、記録、図書その他の資料の収集及び提供に関する事。

五 前各号のほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第三条 スペースゆうには、次の施設を設ける。

- 一 交流サロン
- 二 情報コーナー
- 三 活動コーナー
- 四 相談室
- 五 ミーティングルーム
- 六 多目的室
- 七 その他区長が必要と認める施設

(使用)

第四条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める附帯設備を使用できる者は、男女共同参画を推進するために使用する者で、次に掲げるものとする。

- 一 東京都北区（以下「区」という。）と共催で事業を行うために使用するもの
- 二 区内の官公署その他これに準ずるもの
- 三 区内に住所を有する者又は区内に在勤し、若しくは在学する者を主な構成員とする団体
- 四 その他区長が認めたもの

(使用の承認及び不承認)

第五条 スペースゆうの施設で別表に定める施設及び規則で定める附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の使用承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項の使用承認をしない。

- 一 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- 二 営利を目的とする行為があると認められるとき。
- 三 管理上支障があると認められるとき。
- 四 前三号のほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第六条 施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料（以下「使用料」

と総称する。)を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用料をその五割の範囲内で減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更禁止)

第十条 使用者は、スペースゆうの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

一 使用の目的に反する行為をしたとき。

二 この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

三 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、施設を現状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第十三条 スペースゆうに損害を与えた者は、区長が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、東京都北区北とびあ科学館条例を廃止する条例(平成十五年十二月東京都北区条例第四十号)の規定による廃止前の東京都北区北とびあ科学館条例の規定によりなされたプラネタリウムホール及び当該プラネタリウムホールの使用に伴い使用する附帯設備の使用の申請は、この条例の規定によるプラネタリウムホール及び附帯設備の使用の申請とみなす。

(準備行為)

3 施設等の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則 (平成二六年一〇月三日条例第二九号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年七月三日条例第五一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区男女共同参画センター条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に承認する使用に係る使用料について適用し、施行日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則 (令和六年一二月六日条例第四十三号)

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表 (第四条—第六条関係)

区分	午前 (午前九時～午後 零時)	午後 (午後一 時～午後 五時)	夜間 (午後六 時～午後 九時)
施設名			
多目的室 A・B	1,720円	2,680円	3,440円
多目的室A	860円	1,340円	1,720円
多目的室B	860円	1,340円	1,720円

北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」
事業概要（令和8年度事業概要及び令和7年度事業報告）

★発行 令和8年6月
北区総務部多様性社会推進課
北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
03-3913-0161（ダイヤルイン）

刊行物登録番号
8-5-019